

子どもの貧困と「重なり合う不利」 ——子ども虐待問題と自立援助ホームの調査結果を通して——

松本 伊智朗

I はじめに

本論の目的は、子どもの貧困について、「重なり合う不利」・困難の複合的性格という視角から理解を試みるために、子ども虐待と自立援助ホームという社会的養護の領域での調査資料のいくつかを提示することである。結果として、単なる不利の集中ではなく、貧困、孤立と排除、被害や疾病・障害等、質的に異なる困難が複合し、子どもの不利が形成されていることが議論される。

日本において、子どもの貧困への社会的関心が高まったのは、この数年のことに属する（浅井・松本・湯澤 2008 山野 2008 阿部 2008）。しかしこれは、子どもの貧困という「新しい/特別なタイプの貧困」が登場したということの意味しない。基本的に問題にすべきは、貧困それ自体と、その解決・緩和の政策的、実践的なあり方である。それを前提に、子どもの貧困という用語は、貧困を子どもに焦点を当てて理解し、貧困が子どもの不利と困難に転化する側面を検討するために使用されると考えておきたい（松本 2008）。

ところで貧困の中核には、物質的な困窮がある。換言すれば、「必要」を欠く状態である。この「必要」の範囲と程度をどう定義し把握するかは貧困研究の主題のひとつであるが、ここでは立ち入らない。ただ我々は市場化された社会に生きているから、「お金がない」という経済的な問題は抜きに出来ない。ところで本論の課題との関係で議論すべきは、この物質的・経済的な困窮は、家族、個人が直面する社会的不利や困難とどのよう

に関係するか、という点である。

貧困の結果として社会的不利や困難が生じし、また貧困によってそれらが強化されるとすれば、あるいは逆にさまざまな社会的不利が貧困の原因となり、それらが相互に規定的であるとすれば、反貧困政策と実践は、所得保障を中心としながらも、それに限定されない。またさまざまな社会的不利に対する個別の対応策は、所得保障を中心とする狭義の反貧困政策に補強される。したがって、貧困と社会的不利の関係の把握は、それぞれの社会的不利に対応する個別の政策、実践のあり方を、反貧困政策・実践として統一的に検討するための前提作業となる。

ところで、貧困がもたらす社会的不利の具体的な現れ方、貧困がどのような社会的不利・困難として個人に経験されるかということは、その個人の年齢や性別、障害の有無などといった社会的区分によって異なる側面があるだろう（リスター 2011/2004）。例えば高齢期の貧困は、他の年齢層と比較してより心身の状態と介護に関わる問題として経験されるかも知れない。あるいは母子世帯の貧困率の高さに見られるように、個人や家族の属性によって、貧困に組み込まれるリスクに違いがあることも議論の俎上に上りつつある。

では、子どもを養育する家族と子ども自身には、貧困はどのような社会的不利・困難と関係して現れるのだろうか。子どもの貧困の具体的な姿とは、どのようなものだろうか。子どもの貧困に関するこうした観点からの研究は、学習機会や教育達成の不利、健康問題などの指摘を中心として、少ないながらもいくつか存在する（浅井・松本・湯澤

2008 山野 2008 阿部 2008 子どもの貧困白書編集委員会 2009)。また子ども期の貧困が後に与える影響についても、実証的な研究の試みがなされ始めている(阿部 2011)。しかし実証的な資料の蓄積は、子どもの貧困の全体像を描くには圧倒的に不足している。

本論で提出、検討される資料は、子ども虐待を理由に児童相談所が介入・支援した家族に関する調査と、家族での養育と支援が困難な10代後半以降の子ども・若者を支援する機関である自立援助ホームの利用者調査である。この二つの調査の詳細は後述するが、ここで検討の対象になるのは、操作的に定義された貧困線以下の状態として測定、把握される「貧困」の全体的な姿というよりは、その中で問題が表面化し、政策的、実践的な個別の介入と支援がなされている家族と個人である。ある意味狭い対象の設定であり、本論での検討も限定的にならざるを得ない。

ところで、子ども・子育てに対する公共的な介入と支援が相対的に手薄で、市場化した社会の中で家族の過重な負担が常態化しているのが現状だとすれば、子どもの貧困はこうした「家族依存」の中で可視化されにくい(青木 2011)。したがって子どもの貧困の姿を、最も端的な見えやすい形で理解するためには、本論のような家族の養育基盤が脆弱、あるいは機能的に崩壊している際の家族と子どもの状態の検討が、ひとつのアプローチとして意味をもつと考えられる。

しかし、こうした子ども虐待や社会的養護の領域は、子どもの直面する不利と困難が最も深刻な問題であり、優先的な社会的介入と支援が必要であるにもかかわらず、個別の家族の事情と関係させて問題が説明されがちである。広く貧困問題に位置づけて理解する実証的な研究はごく少なく、資料も極めて限定されているのが現状である(松本 2010)。不利と困難がどのように複合しているかという点については、経験的・実践的な指摘や事例研究は見られるものの、統計的に観察された研究は管見の限りではない。本論は、その不足を埋める作業の一端を担いたい。

II 重なり合う不利1

一 子ども虐待問題と家族の複合的困難

(1) 調査の概要と分析の観点

最初に検討するのは、2003年度に北海道内の全児童相談所(9か所)において虐待相談として受理したもののうち、当該児童の受理時の年齢が5歳、10歳、14歳・15歳のものの悉皆調査である。情報が不十分、あるいは個人情報保護が困難な10例を除いた119例が分析対象となった。調査は筆者を主任研究者とする厚生労働科学研究として行われ、当該事例の相談記録から必要事項を研究班メンバーが整理、匿名化し、分析するという方法を取った。児童相談所の介入の予後について検討するために、調査は受理時点から5年を経過した2008年から2009年にかけて行われたが、本論ではこの点は考察対象としない。

119例の内訳は、5歳が49例(41.2%)、10歳が28例(23.5%)、14歳・15歳が42例(35.3%)である。虐待種別では、身体的虐待が46例(38.7%)、ネグレクトが55例(46.2%)、心理的虐待が10例(8.4%)、性的虐待が8例(6.7%)である。性別は、男児は66例(55.5%)と半数強であり、年齢別には大きな偏りは見られない。重症度別にみると重度が15.1%、中度が40.3%、軽度が37.0%、危惧ありが5.9%、不明が1.7%である。

調査項目は児童相談所を含む関係機関と家族の関わり、支援のあり方を中心として多岐にわたるが、本稿では家族と子どもの状態に関わるデータから、家族の経済的困窮、社会的孤立、子どもの障害、養育者のメンタルヘルスの問題、養育者の知的障害、DV(夫から妻への暴力)を取り上げ、その重なる分析から家族の直面する不利、困難の複合的な性格を検討したい。全体の分析は、すでに公表されている報告書等を参照されたい¹⁾。

(2) 経済的困窮の指標としての「経済問題」群

一般的に児童相談所の相談記録では、所得の把握がなされているわけではない。したがって把握

可能な他の指標を通して、経済的な状態の把握をする必要がある。今回の調査では、A世帯の課税状況、B調査担当者の判断、C記録から読み取れる養育者の生活歴からの把握、が使用しうる資料である。今回の考察ではこの中から、Cの養育者の生活歴から把握する方法を取り上げる。過去「返済に困る借金・債務」「破産」「経済的困窮」「生活保護受給」のいずれかを経験している家族は86例であり、全体の72.3%になる。これを以下「経済問題」群とする。

この3つの中で最も直接的な指標は、A「課税状況」である。しかし児童相談所の記録では「施設入所」の際の利用料の判定に関わって把握されるため不明が多く、他の要因との重なりを検討するには使用しにくい。今回も119例中48例が不明であった。ただし判明しているものの内訳は、課税世帯18例(15.1%)、非課税世帯6例(5.0%)、生活保護世帯47例(39.5%)で、貧困・低所得層に問題が集中していることがうかがえる。不明を除くと「非課税・生活保護世帯」は74.6%となり、「経済問題」群の比率とほぼ同じになる。また相談記録の全体から家族の生活程度を「困難」「多少困難」「非困難」のいずれかに分類した「B調査者による判断」の結果は「困難」が54.6%で、「多少困難」を含めると81.5%となり、経済的困難に直面すると思われる世帯の比率は他の二つの指標と近似している。本論では調査員の主観的判断ではなく、生活歴で把握された事実に基づいた「経済問題」のほうを使用したい。

図1は、この3つの指標の重なりを見たものである。「経済問題」群は「非課税世帯・生活保護世帯」と生活困難度の「困難」をほぼ含んでいることが確認できる。

(3) 社会的孤立

社会的孤立の指標として、記録から「養育者のいずれかに親身になる友人や親族が確認できるかどうか」という点を取り上げる。児童相談所が支援のあり方を検討するとき、家族へのインフォーマルな支援関係の確認は重要事項であるから、この点の把握度は低くはないだろう。結果、こうし

た友人や親族が確認できたものは60例、全体の50.4%であり、残りの59例を「社会的孤立」群とする。これらは支援的なインフォーマルな社会関係が希薄ななかで、孤立的な生活を営んでいると仮定しうる。

(4) 子どもの障害

当該児童(虐待通告の対象となった児童)あるいは兄弟姉妹が、何らかの「障害」を抱える事例は多い。「病弱・虚弱」「身体障害」「知的障害」「発達障害」「自閉症」「言語遅滞」を大きく「障害」とし、これらのうちひとつ以上に当てはまるものを「障害」として1例と数えると、これに当該児童かその兄弟姉妹のどちらかが当てはまる事例は71例、全体の59.7%にあたる。これと「経済問題」群「社会的孤立」群の重なりを整理したものが、図2である。71例のうち「経済問題」群か「社会的孤立」群のいずれかにも含まれていないのは8例のみで、56例は「経済問題」群と重なり、32例は「社会的孤立」群と重なる。うち25例はこの3つが重複し、「経済問題」を抱え「社会的孤立」の中での「子どもの障害」であることがわかる。これらの3つの要因のいずれにも当て

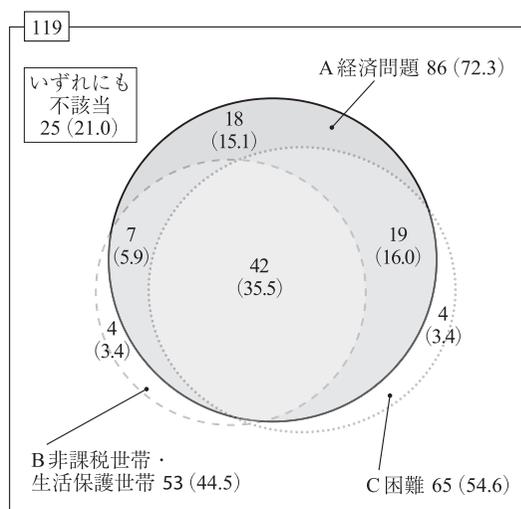


図1 生活基盤の指標の重なりA経済問題/B非課税世帯・生活保護世帯/C困難

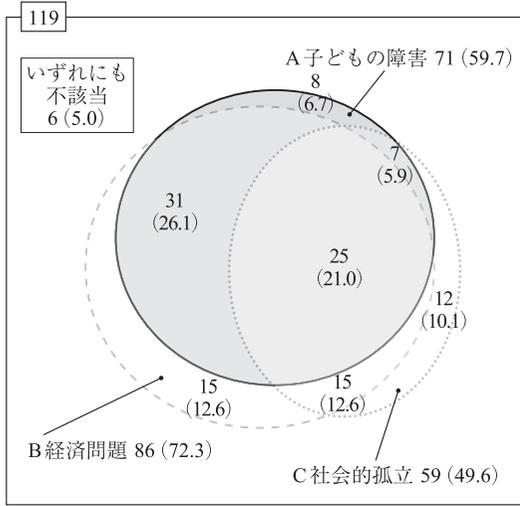


図2 不利と困難の複合（子どもの障害）A子どもの障害（どちらか）/B経済問題/C社会的孤立

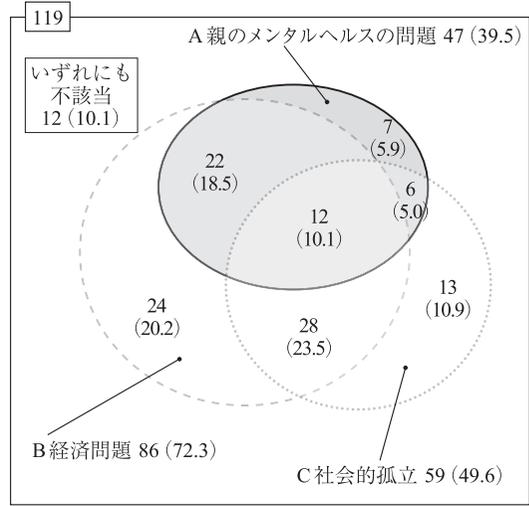


図3 不利と困難の複合（親のメンタルヘルスの問題）A親のメンタルヘルスの問題※/B経済問題/C社会的孤立

はまらないのは、119事例のうちわずか6例である。

(5) 養育者のメンタルヘルスの問題

同様に「親のメンタルヘルスの問題」と「経済問題」群、「社会的孤立」群の重なりを見てみたい。精神疾患（抑うつを中心とする）・神経症、アルコール・薬物問題、人格障害といった何らかのメンタルヘルス上の問題を有する養育者が家族に含まれているのは47例で、全体の39.5%になる。この47例と「経済問題」群、「社会的孤立」群の重なりを整理したものが、図3である。47例のうち「経済問題」群か「社会的孤立」群のいずれかにも重複していないのは7例のみで、34例は「経済問題」群と重なり、18例は「社会的孤立」群と重なる。うち12例はこの3つが重複し、「経済問題」を抱え「社会的孤立」の中での「親のメンタルヘルス問題」であることがわかる。これらの3つの要因のいずれにも当てはまらないのは、119事例のうち12例である。

(6) 養育者の知的障害

親のいずれかに知的障害があるものは24例で、全体の20.2%にあたる。これと「経済問題」群、「社会的孤立」群の重なりを同様に整理してみたのが、図4である。24例のうち「経済問題」群か「社会的孤立」群のいずれかにも重複していないのはわずか2例のみで、21例は「経済問題」群と重なり、7例は「社会的孤立」群と重なる。「子どもの障害」「親のメンタルヘルス問題」と比較して、「経済問題」群との重なりの方が高く、逆に「社会的孤立」群の比率は低い。調査対象は虐待として児童相談所が受理した事例、すなわち子育てをしている家族であるから、この知的障害はいわゆる「軽度」であることが推定される。こうした障害当事者は社会生活の中で、ここでの「経済問題」の構成要素である「借金・債務」「破産」「経済的困窮」「生活保護受給」などに直面するリスクが高く、またその中で「子育て家族」を形成するにはインフォーマルな社会関係が前提となっていることが、仮説的に考えられる。6例はこの3つが重複し、「経済問題」を抱え「社会的孤立」の中での「親の知的障害」であることがわかる。これらの3つの要因のいずれにも当てはま

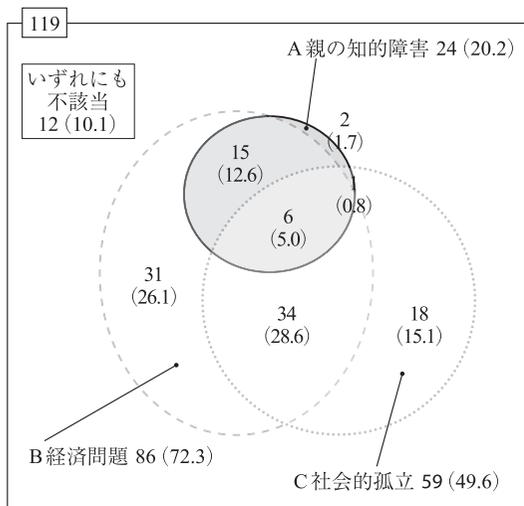


図4 不利と困難の複合 (親の知的障害) A親の知的障害/B経済問題/C社会的孤立

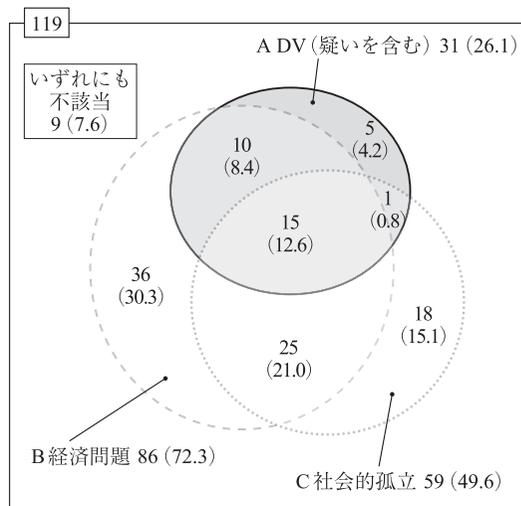


図5 不利と困難の複合 (DV) A DV (疑いを含む)/B経済問題/C社会的孤立

らないのは、119事例のうち12例である。

(7) DV

同様に「DV (疑いを含む)」と「経済問題」群、「社会的孤立」群の重なりを見てみたい。DVがあるのは31例で、全体の26.1%になる。この31例と「経済問題」群、「社会的孤立」群の重なりを整理したものが、図5である。31例のうち「経済問題」群か「社会的孤立」群のいずれかにも重複していないのは5例のみで、25例は「経済問題」群と重なり、16例は「社会的孤立」群と重なる。うち15例はこの3つが重複し、「経済問題」を抱え「社会的孤立」の中での「DV」であることがわかる。障害やメンタルヘルスなど他の要因と比較すると、「経済問題」群と「社会的孤立」群の双方が重複している比率が高く、家族関係上の強い葛藤を背景に、より問題が複雑であることを示唆している。これらの3つの要因のいずれにも当てはまらないのは、119事例のうちわずか9例である。

(8) 子どもの障害と親の不利・困難の複合

これまで検討した「子どもの障害」「親のメンタルヘルス問題」「親の知的障害」「DV」のそれぞれは、相互にどのように重複しているだろうか。この点を整理したものが、図6である。ここでは分析の都合上、「親のメンタルヘルス問題」と「親の知的障害」のどちらかに該当するものをまとめて「親の障害」とした。これは59事例(49.6%)である。図6を見ると、これらが相互に重なりあっていることがわかる。例えば「子どもの障害」の71例のうち40例は、「親の障害」と重なりあっている。また「親の障害」の59例のうち40例と、約3分の2が重なりあっていることがわかる。親世代の不利・困難と子ども世代の不利・困難が重なり合っている家族に、特に虐待が生じるリスクが高いということを示している。DVの31例をみると、「親の障害」「子どもの障害」のいずれとも重なっていないのはわずか4例で、家族構成員の脆弱性を背景にDVという形での暴力、すなわち支配・被支配関係が生じていることが示唆される。

ところで「子どもの障害」「親の障害」「DV」のいずれかにも直面している家族は94例で、全体

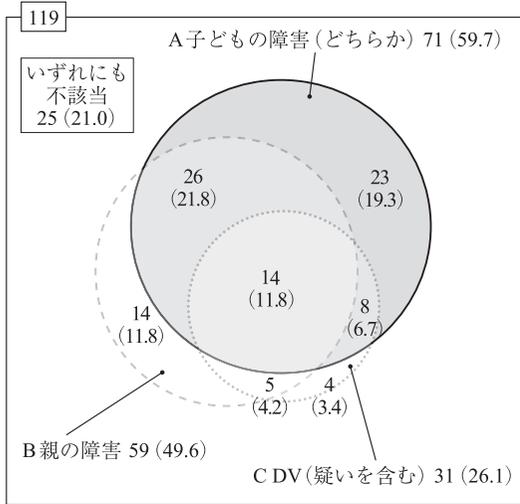


図6 不利と困難の複合(障害/DV) A子どもの障害(どちらか)/B親の障害(親のメンタルヘルスの問題と知的障害)/C DV(疑いを含む)

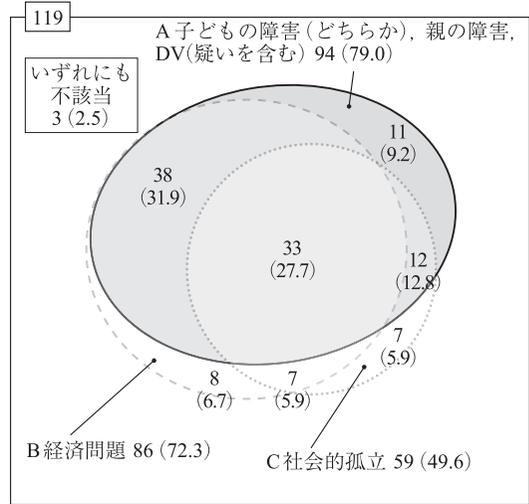


図7 不利と困難の複合(総合) A子どもの障害(どちらか), 親の障害(親のメンタルヘルスの問題と知的障害), DV(疑いを含む)/B経済問題/C社会的孤立

の79.0%にあたる。この94例と「経済問題」群、「社会的孤立」群の重なりを整理したものが、図7である。この94例中「経済問題」群と「社会的孤立」群のいずれとも重複していないのは11例で、約9割は生活基盤の脆弱性を抱える中でこのように問題であることが確認でき、この点はこれまでの個々の分析と同様である。また「経済問題」群の86例中こうした不利・困難を抱えてないのは15例、「社会的孤立」群の59例のうちでは14例で、いずれの側面から見ても不利と困難の諸要素が一つの家族に複合していることが示されている。ここで取り上げた諸要素のいずれにも該当しない家族はわずか3例で、全体の2.5%にすぎない。

(9) 小括

子ども虐待問題は、養育者の側から見れば、子育て困難の集中的な現れである。その内実をみると、家族において障害や疾病、DVなど、それぞれに支援が必要な諸困難が重なり合い、その困難の基底には貧困と孤立があることが、これまでの分析から示されている。「不利の重なり」と貧困

は、例えばこのような姿で問題として表面化する。これを子ども虐待問題の文脈で見れば、経済的困窮への対応、支援者とのつながり、障害など個別の困難への対応が「狭義の虐待対策」の前提に不可欠であることが分かる。

こうした子育て困難の延長で家族の養育機能が大きく損なわれたとき、家族の支援を失って無防備な状態におかれた子ども・若者の困難は、貧困と関わってどのような姿を取るのか、この点の検討が次節の課題である。

III 重なり合う不利2

一 無防備な状態におかれた子ども・若者

(1) 調査の概要と調査対象者の社会的特徴

次に検討するのは、自立援助ホームを利用した子ども・若者の現実である。自立援助ホームとは、家族からの養育、支援がない/受けにくい10代後半以降の子ども・若者を支援する、社会的養護の一形態である。児童福祉法に根拠があり、2011年10月時点で全国に73か所存在する。利用者は定員6名程度のグループホーム形式の住居で支援

を受けながら、就労、自活する生活の準備をしている。

厚生労働省の現時点での調査統計には、自立援助ホームの利用者の状況を示すものはない。現時点では、筆者が調査票の作成と調査の実施、集計と分析の担当者として参加した以下の二つの調査のみが、全体を把握しうる資料である。第1は、全国自立援助ホーム協議会の協力の下に厚生労働科学研究（主任研究者村井美紀）として行われた、2005年1月～12月に全国の自立援助ホームを利用した子ども・若者の悉皆調査（有効回答310名）である。以下「05年調査」とする。第2は、全国自立援助ホーム協議会が朝日新聞厚生文化事業団の助成で行なった、2008年1月～12月に全国の自立援助ホームを利用した子ども・若者の悉皆調査（有効回答369名）である。以下「08年調査」とする。

二つの調査はほぼ同じ内容で、自立援助ホーム職員が担当する子どもの調査票に記入する方法を取った。調査項目は家族の状況、支援機関との関わり、現在の状況と予後の見通しなど多岐にわたるが、本論では「本人がホーム入居前に経験・直面したこと」に限定して、不利の重なりを構造を考察する。その前に「08年調査」の結果から、子ども・若者の社会的特徴を簡単に確認しておきたい。

- ①入居時の年齢は14歳～25歳に分布しているが、16歳～19歳で80.1%をしめる。
- ②ホームで暮らす期間は1年未満が65.3%で、2年を超えるものは10.0%である。
- ③45.8%が、児童養護施設での生活経験を持つ。
- ④入居直前に「親」と同居していたのは32.4%で、「実の両親」に限定すると6.2%である。残りは、社会的施設・機関、親族、子どものみの生活等である。
- ⑤中卒が40.7%、高校中退が32.8%で、教育達成上の不利が集中している。
- ⑥入居時に就労していたものは20.9%である。退居時では53.2%で、一定の支援効果が認められるが、正規雇用は20.6%にとどまる。

また約半数が無職でホームを離れて「自活」することになり、雇用の上での不利と困難が大きい。

- ⑦退居時の手持ち金は、42.5%が20万円未満であり、44.2%が「なし」である。

以上の諸点から、家族が資源として期待できず、教育と雇用の上で大きな不利を負い、経済的に困窮し、その中で「自活」を開始する10代後半の若者たちの姿が浮き彫りになっている。二つの調査の全体像は、それぞれ別途の報告を参照されたい²⁾。

(2) 経験された不利と困難

では、入所前にそれぞれの利用者がどのような困難に直面してきたか。各ホームの職員が把握している限りにおいて、その一端を見てみよう。表1はそれを整理したものである。

「非行・犯罪の被害」、「養育者からの虐待」、「路上や車中などでの寝泊まり」、「所属先がなかったこと」等々、それぞれの項目は、ひとつひとつが10代後半の子ども・若者にとって過酷な経験であることが想像できる。加えて一人当たりの「経験された項目数」の平均は、05年、08年とも2.6で、こうした諸困難が重なりあっている。

内容を見ると、まず多くの利用者が何らかの被害体験を持つことが分かる。養育者からの虐待が最も多く、05年、08年とも半数前後になる。これに、非行・犯罪・いじめ等の被害を加えた項目群を、以下「被害」として分類する。この「被害」に含まれる項目をひとつ以上経験した者は、05年調査では61.9%、08年調査では70.4%である。第2に、養育者の不在と生活の場の不安定・喪失として経験される、生活基盤の脆弱性、崩壊である。親や保護者の死亡、親や保護者の行方不明、住むところが決まっていなかったこと、ひとりであるいは子どもだけで生活していたこと、行くところがなくて駅や路上・車中で寝泊りをしたこと、返済に困る借金、等がこれに関係する。これらは10代後半の子ども・若者の一般的な生活を念頭に置いたとき、彼ら/彼女らが窮迫的で深刻な貧困状態に置かれていたことを意味する。これらの

表1 本人が入居前に経験・直面したこと (M.A)

	(N=310) 05年度調査	(N=369) 08年度調査		05年度 調査*	08年度 調査*
非行・犯罪の被害	62 (20.0)	61 (16.5)	I 被害	61.9	70.4
いじめの被害	61 (19.7)	80 (21.6)			
養育者からの虐待	146 (47.1)	211 (57.1)			
返済に困る借金	24 (7.7)	12 (3.2)	II 生活基盤の 崩壊・貧困	55.2	47.4
住むところが決まっていなかったこと	83 (26.8)	81 (21.9)			
親や保護者の死亡	42 (13.5)	41 (11.1)			
親や保護者の行方不明・連絡がつかなくなったこと	58 (18.7)	51 (13.9)			
ひとりで、あるいは子どもだけで生活していた	24 (7.7)	31 (8.4)			
行くところがなくて駅や路上・車中などに寝泊まりをしたこと	34 (11.0)	33 (8.9)			
仕事や学校など通う場所(所属先)がなかったこと	51 (16.5)	72 (19.5)	III 排除	55.2	58.3
解雇	19 (6.1)	23 (6.2)			
学校の長期欠席・不登校	81 (26.1)	85 (23.0)			
停学・退学	56 (18.1)	99 (26.8)			
複数箇所の施設・里親等での生活体験(措置変更・解除などによる)	62 (20.0)	69 (18.7)			

※いずれかの項目を1つ以上経験した比率

項目群を、以下「生活基盤の崩壊・貧困」と分類する。ここに含まれる項目をひとつ以上経験した者は、05年調査では55.2%、08年調査では47.4%である。

第3に、おそらくは上記と関わって起こるところの、所属や活動する場の喪失である。これらは、学校や職場の問題として現れる。仕事や学校など通う場所がなかったこと、解雇、学校の長期欠席・不登校、停学・退学等の項目がそれにあたる。こうした問題は、貧困と関わって生起する社会的排除の問題として理解されうる。これらの項目群を、以下「排除」と分類する。ここに含まれる項目をひとつ以上経験した者は、05年調査で55.2%、08年調査で58.3%である。

最後に、約2割のものが複数箇所の施設・里親等での生活体験を持つことを確認しておきたい。これは生活の場が不安定という意味で貧困の一側面であるし、社会的養護の場の度重なる変更という点で社会的排除の一側面でもある。また子どもにとって養育者の度重なる変更という点で、「ケアの連続性」という原則からの逸脱である。もちろんこれらの諸点は、複数の施設体験を経験している利用者のみの問題ではない。しかし困難にあ

る子どもをいったん社会的養護の場で受け止めた、その後の困難さを象徴的に示しているという点で、留意する必要がある。

(3) 被害・貧困・排除の複合

前項では、自立援助ホームの利用者の経験した不利と困難を、「被害」「生活基盤の崩壊と貧困」「排除」の3つの側面に整理して示した。では、これらの3つの側面はどのように「重なり合う不利」を形成しているのだろうか。図8、図9は、これらの側面の重なりを示したものである。05年、08年とも、いずれにも該当しないものはごく少数で、複数の項目に重複しているものは61.2%と61.5%、うち3つとも重なっているものは全体の17.7%と16.8%と、ほぼ同様の結果となっている。

図10、図11は、08年の結果を男女別に整理したものである。男性に比較して女性のほうが「被害」が多く、女性の「被害」への脆弱性を示唆している。また女性の方が「生活基盤の崩壊・貧困」が少ない。表には示していないが、08年調査では「子どもだけの生活」は女性2.5%、男性13.0%、「路上や車中での寝泊まり」は女性6.8%、男

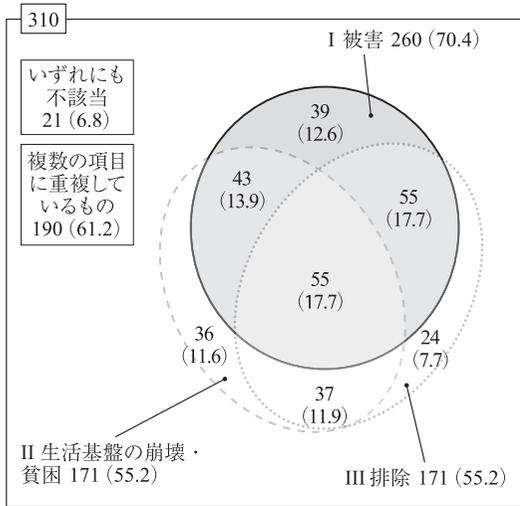


図8 2005年度調査 利用者の困難 (男女)

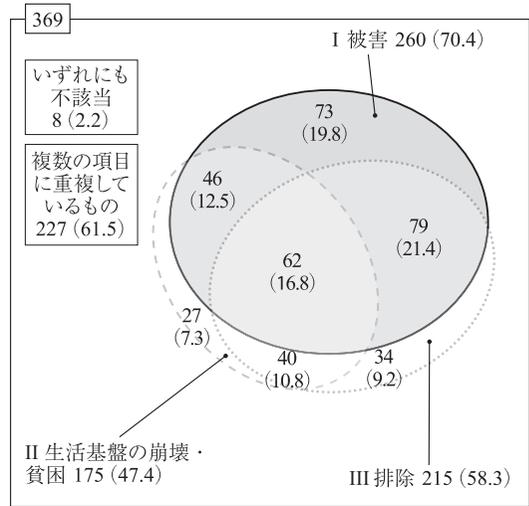


図9 2008年度調査 利用者の困難 (男女)

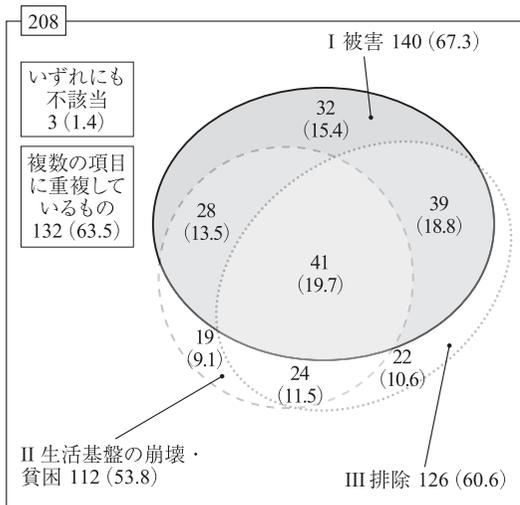


図10 2008年度調査 利用者の困難 (男)

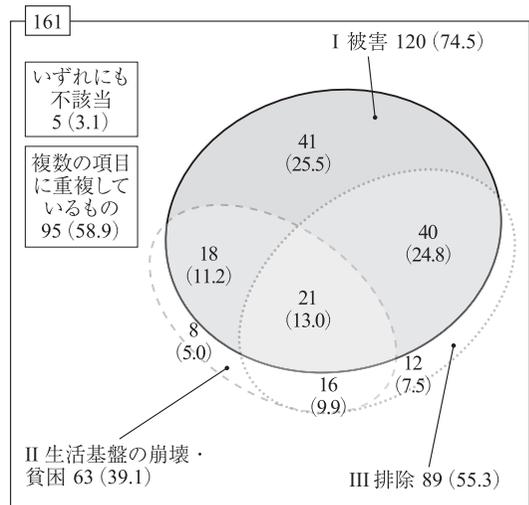


図11 2008年度調査 利用者の困難 (女)

性10.6%で、当面の宿所の確保可能性の性差を反映していると思われるが、ここではこれ以上の検討の材料を持たない。ただこうした違いがあるにせよ、「被害」も「生活基盤の崩壊・貧困」も男女とも高率で、3つの側面のいずれにも該当しないものはごく少数であること、複数の項目に重複しているものは6割前後であることなど、むしろ性別に関わらず共通している特徴を確認してお

きたい。

(4) 小括

本節では、社会的不利が集中するひとつの典型層であろう自立援助ホームを利用する子ども・若者を例に、彼ら/彼女らの経験した不利と困難の姿を、「被害」「生活基盤の崩壊・貧困」「排除」といった側面の「重なり合う不利」として整理し、

示した。留意すべきことは、これらはひとつひとつが深刻な不利・困難であると同時に、困難の性格とその対応の原理が異なる側面を持つ点である。「被害」への対応原理は「回復」,「生活基盤の崩壊・貧困」への対応原理は「ミニマム保障」,「排除」への対応原理は「包摂」である。

すなわちここでの「重なり合う不利」とは、単に不利と困難が重複し、あるいは集中しているというだけではなく、性格・対応原理の異なる困難が重なるという側面を含んでいることになる。したがって構想されるべき政策と実践は、複合的なものとなる。

IV おわりに

冒頭に示した本論の目的は、子どもの貧困について、「重なり合う不利」・困難の複合的性格という視角から理解を試みるために、子ども虐待と自立援助ホームという社会的養護の領域での調査資料のいくつかを提示することであった。二つの例示から、以下の諸点が共通して示唆された。

第1に、これらの問題が経済的困難を基底に持つこと、したがって貧困問題のひとつの現象形態として把握しうることである。第2に、個別の家族・子どもには不利と困難が重なりあっているが、それは単に集中しているというだけではなく、質的に異なるものが重なりあっている点の確認である。これは、経済的困難、生活基盤の脆弱さや崩壊といった「貧困」に関わる側面、孤立や排除といった社会関係の側面、暴力被害や疾病、障害といった個別的なケアで支援と回復が図られるべき諸問題、といった3つの側面からなる。それが重なりあい、相互に関係する形で、現実の社会的不利と困難が構成されていると考えられる。

この点は、子どもの貧困のひとつの側面である。前述したように、本論で検討された調査対象は限定的なもので、早急な一般化は避けなければならない。家族での養育基盤と機能が脆弱である場合、すなわち「家族依存」という膜を取り払ってみた場合、養育者と子どもの不利と困難はどのような形をとるか、という点の例示にすぎない。しかし

ながらこの形は、子どもの貧困が最も顕在化し、見えやすい形であるかもしれない。実証的な資料の蓄積が、不可欠である。

本稿は、2011年1月に同志社大学において開催された公開セミナー「子どもの貧困に対する政策を考える」(主催:国立社会保障人口問題研究所/ブリストル大学)の第II部「子どもの貧困と社会的排除を理解する」においてなされた報告「子どもの貧困と『重なり合う不利』」に基づいている。

注

- 1) 松本他(2009)、松本(2010)を参照のこと。なお本論文の一部は、これらの報告と内容が重複している。またこの調査報告は、松本編「虐待された子どもの記録(仮題)」として明石書店より近刊予定。
- 2) 05年調査については、村井他(2005)所収の松本伊智朗「自立援助ホーム利用者の概要と生活問題」、松本(2007)、村井美紀(2011)を参照。08年調査については、全国自立援助ホーム協議会(2011a・2011b)を参照。なお本論で示した図8~11は、2011年度の全国自立援助ホーム協議会北海道大会においてすでに報告しているが、公刊はされていない。

参考文献

- 青木 紀(2011)「貧困・家族・子ども」貧困研究Vol.6 明石書店
- 浅井春夫・松本伊智朗・湯澤直美編(2008)「子どもの貧困—子ども時代の幸せ平等のために」明石書店
- 阿部 彩(2008)「子どもの貧困—日本の不公平を考える」岩波新書
- (2011)「子ども期の貧困が成人後の生活困難(デプリベーション)に与える影響の分析」社会保障研究第46巻第4号
- 子どもの貧困白書編集委員会(2009)「子どもの貧困白書」明石書店
- 全国自立援助ホーム協議会(2011a)「自立援助ホームハンドブックさぼおとガイド」
- (2011b)「2009年度全国自立援助ホーム実態調査報告書」
- 松本伊智朗(2007)「子どもの貧困と社会的公正」
- 青木 紀・杉村宏編著「現代の貧困と不平等—日本・アメリカの現実と反貧困戦略」明石書店
- (2008)「子どもの貧困研究の視角—貧困の再発見と子ども」浅井・松本・湯澤2008

- 所収
——他（2009）平成20・21年度厚生労働科学研究報告書「子ども虐待問題と被虐待児童の自立過程における複合的困難の構造と社会的支援のあり方に関する実証的研究」（主任研究者松本伊智朗）
松本伊智朗（2010）「子ども虐待問題の基底としての貧困と社会的支援のあり方」子どもの虹情報研修センター紀要No. 8
——編（2010）「子ども虐待と貧困—『忘れられた子ども』のいない社会をめざして」明石書店
- 村井美紀他（2005）平成17年度厚生労働科学研究報告書「要保護年長児童の社会的自立に関する研究」（主任研究者村井美紀）
村井美紀（2011）「自立援助ホームから見る子どもの『自立』と貧困」，松本編（2011）所収。
山野良一（2008）「子どもの最貧困・日本」光文社新書
リスター・ルース（2011）「貧困とはなにか—概念・言説・ポリティクス」松本伊智朗監訳 明石書店／原著 Lister・Ruth（2004）「Poverty」Polity
（まつもと・いちろう 北海道大学教授）